

令和 3 年

司法統計年報概要版

3 家事編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2021

VOLUME 3 FAMILY CASES

令和 4 年 8 月

AUGUST, 2022

最高裁判所事務総局

GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和3年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、3家事編の概要を記したものである。

第1 家事事件及び人事訴訟事件等の全事件

家庭裁判所に申し立てられた令和3年の事件総数は、115万0372件であり、令和2年と比較して4.1%の増加を示している（表1）。

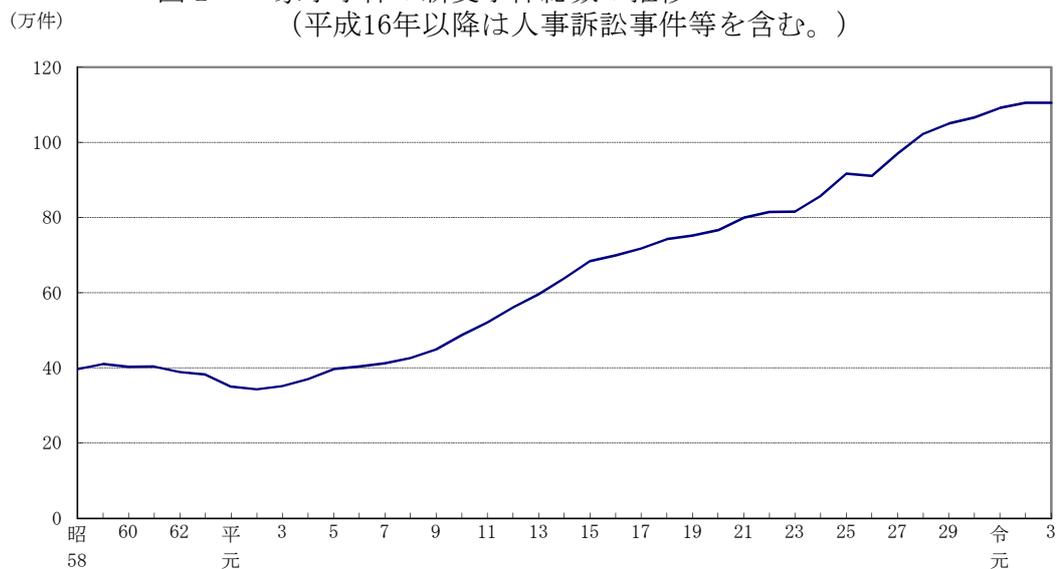
なお、新受事件総数の昭和58年以降の推移は図1のとおりである。

表1 家事事件及び人事訴訟事件等の新受事件総数の構成比及び前年比

事件の種類	令和2年	構成比(%)	令和3年	構成比(%)	前年比(%)
総数	1 105 380	100.0	1 150 372	100.0	104.1
審判事件	926 829	83.8	967 413	84.1	104.4
調停事件	130 937	11.8	132 556	11.5	101.2
人事訴訟事件	8 568	0.8	10 094	0.9	117.8
通常訴訟事件	262	0.02	281	0.02	107.3
子の返還申立事件	18	0.002	9	0.001	50.0
保全命令事件	437	0.04	457	0.04	104.6
共助事件	10 739	1.0	11 166	1.0	104.0
雑事件	22 835	2.1	22 642	2.0	99.2
その他の事件	4 755	0.4	5 754	0.5	121.0

注1) 高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。

図1 家事事件の新受事件総数の推移
(平成16年以降は人事訴訟事件等を含む。)



第2 家事審判事件

1 新受・既済・未済事件数

令和3年の新受事件数は、96万7413件であり、令和2年と比較して4.4%の増加を示している（表1）。

なお、新受事件数の昭和58年以降の推移は図2、新受・既済・未済事件数の最近5年間の推移は表2、図3のとおりである。

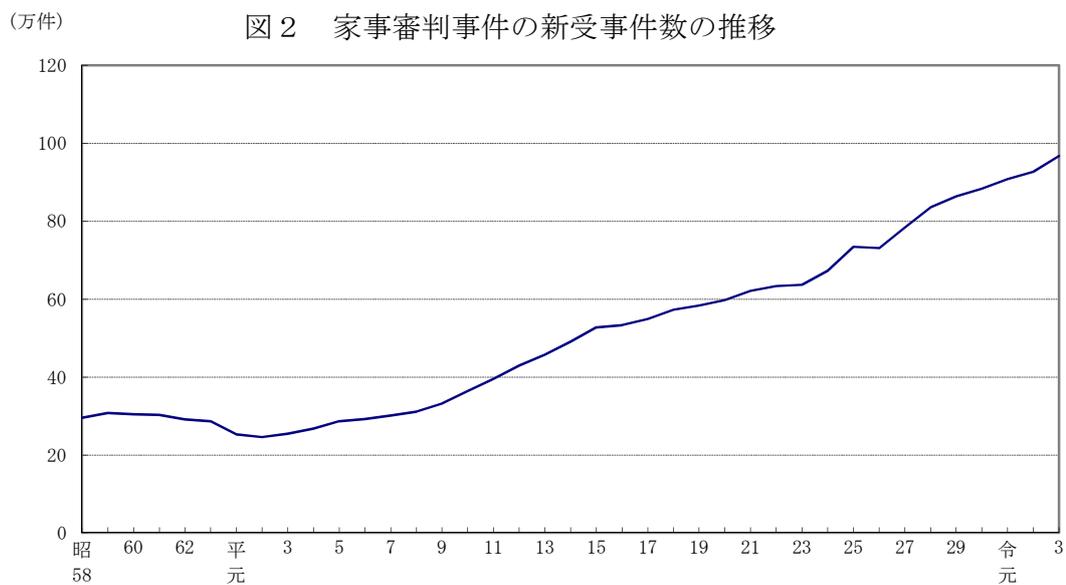
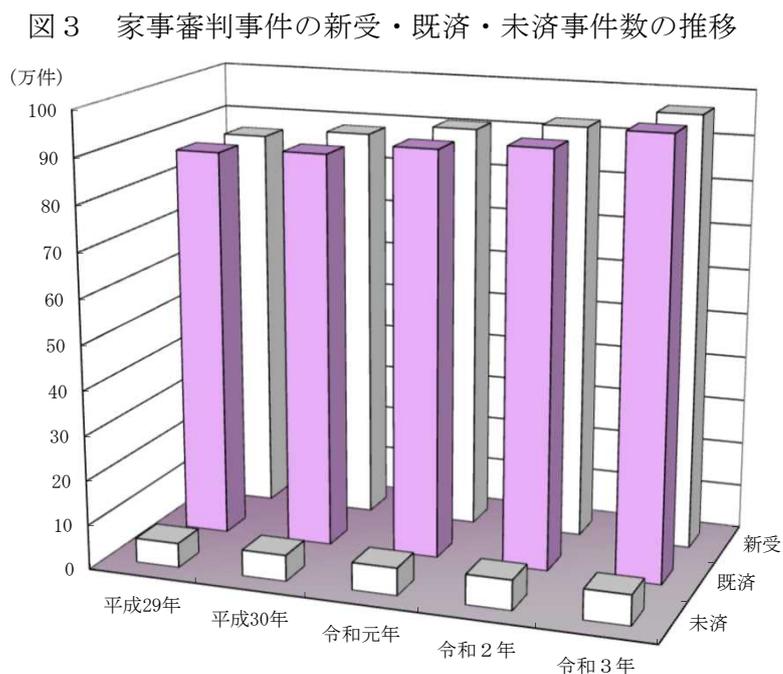


表2 家事審判事件の最近5年間の推移

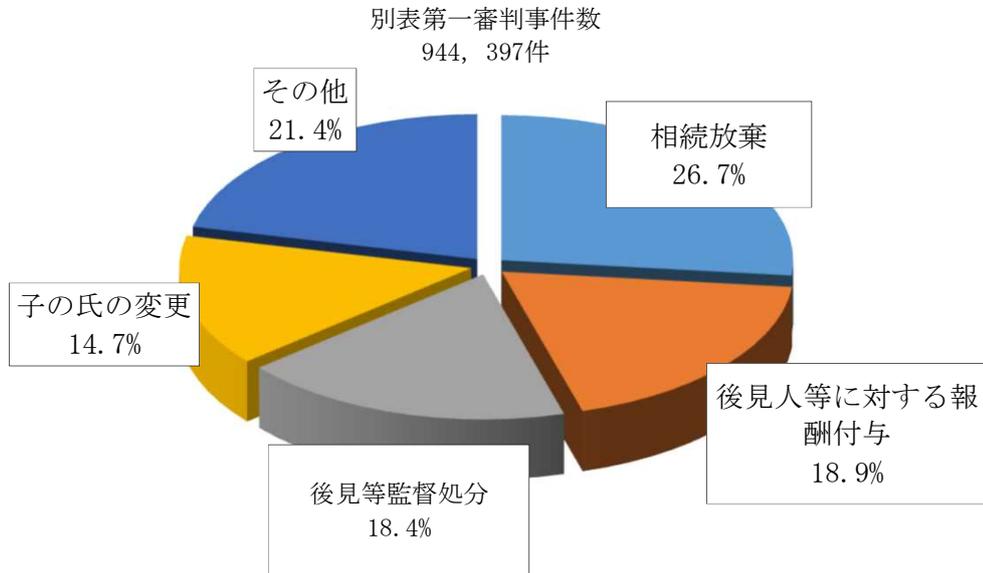
年次	新受	(指数)	既済	未済
平成29	863 884	100	867 602	54 750
平成30	883 000	102	879 225	58 525
令和元	907 798	105	904 760	61 563
令和2	926 829	107	921 160	67 232
令和3	967 413	112	966 766	67 879



(1) 別表第一審判事件

令和3年の新受事件数は、相続放棄事件が最も多く、次いで、後見人等に対する報酬付与事件、後見等監督処分事件、子の氏の変更事件の順となっている（図4）。

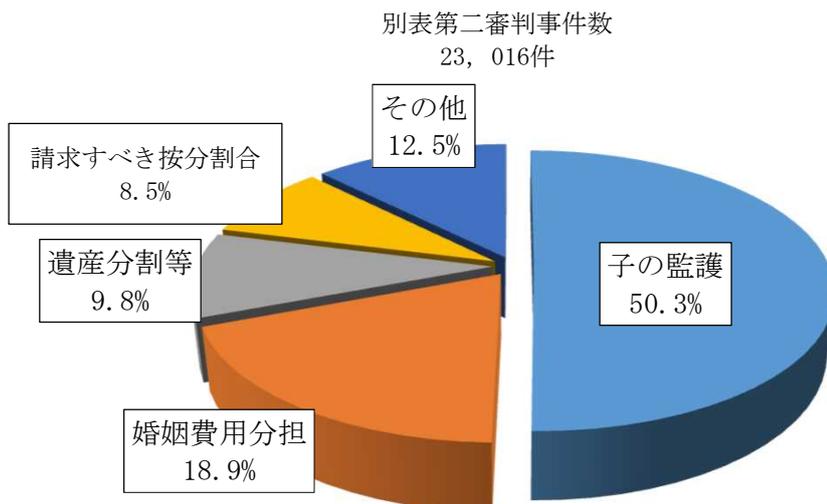
図4 別表第一審判事件の新受事件数の事件別の構成比



(2) 別表第二審判事件

令和3年の新受事件数は、子の監護事件が最も多く、次いで、婚姻費用分担事件、遺産分割等事件、請求すべき按分割合事件の順となっている（図5）。

図5 別表第二審判事件の新受事件数の事件別の構成比



2 平均審理期間

既済事件の平均審理期間の最近5年間の推移は表3のとおりである。

表3 家事審判事件の既済事件の平均審理期間

年次	総数	別表第一	別表第二
平成 29	1.1 月	1.0 月	5.6 月
30	1.1	1.0	5.7
令和 元	1.1	1.0	5.8
2	1.2	1.1	6.0
3	1.1	1.0	6.0

3 終局区分

既済事件を終局区分別の構成比で見ると、認容が96.7%を占めている（表4）。

表4 家事審判事件の終局区分

年次	令和元年	構成比 (%)	令和2年	構成比 (%)	令和3年	構成比 (%)
総数	904 760	100.0	921 160	100.0	966 766	100.0
認容	874 732	96.7	891 605	96.8	935 214	96.7
却下	4 891	0.5	4 346	0.5	5 103	0.5
取下げ	16 086	1.8	16 272	1.8	16 793	1.7
移送・その他	9 051	1.0	8 937	1.0	9 656	1.0

第3 家事調停事件

1 新受・既済・未済事件数

令和3年の新受事件数は、13万2556件であり、令和2年と比較して1.2%の増加を示している（表1）。

その内訳は、婚姻中の夫婦間の事件が最も多く、次いで、子の監護事件、婚姻費用分担事件、遺産分割等事件の順となっている（図6）。

なお、新受事件数の昭和58年以降の推移は図7、新受・既済・未済事件数の最近5年間の推移は表5、図8のとおりである。

図6 家事調停事件の新受事件数の事件別の構成比

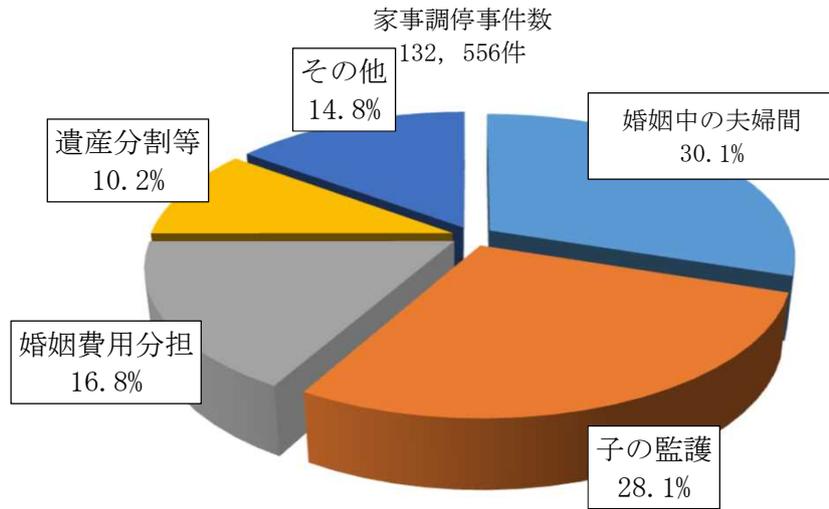


図7 家事調停事件の新受事件数の推移 (万件)

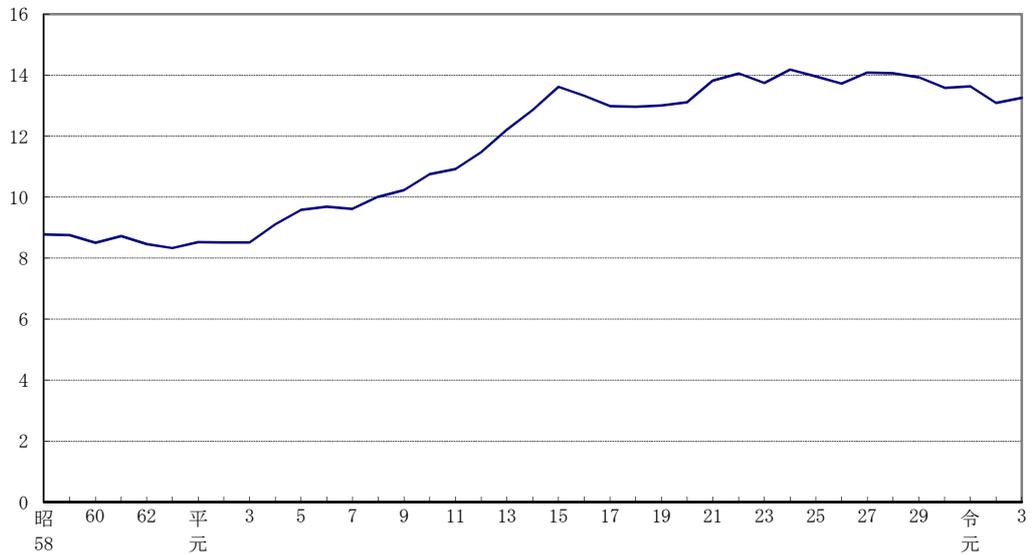
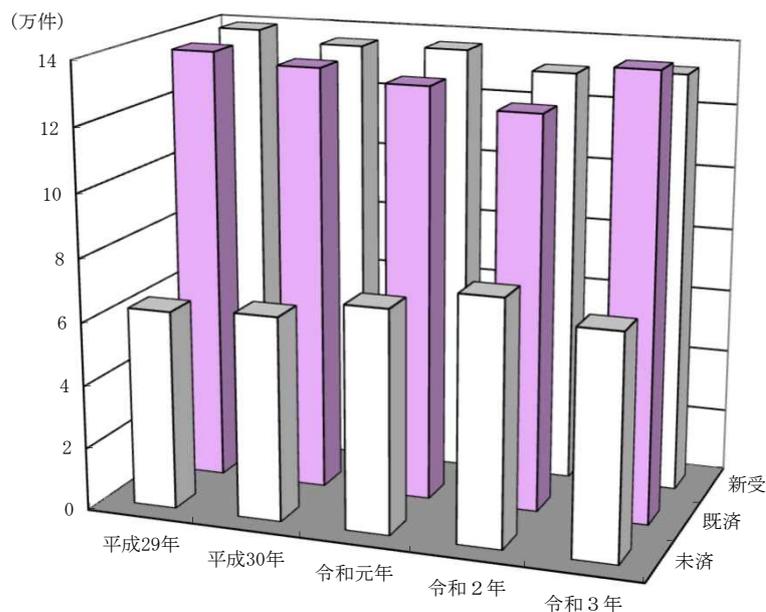


表5 家事調停事件の最近5年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成29	139 274	100	137 194	63 069
平成30	135 784	97	134 079	64 774
令和元	136 359	98	130 520	70 613
令和2	130 937	94	124 343	77 207
令和3	132 556	95	139 184	70 579

図8 家事調停事件の新受・既済・未済事件数の推移



2 平均審理期間

既済事件の平均審理期間の最近5年間の推移は表6のとおりである。

表6 家事調停事件の既済事件の平均審理期間

年次	総数	別表第二	別表第二以外
平成29	5.8 月	6.0 月	5.4 月
30	6.0	6.4	5.6
令和元	6.3	6.7	5.7
2	7.2	7.5	6.7
3	7.4	7.7	6.8

3 終局区分

既済事件を終局区分別の構成比で見ると、成立が47.3%、不成立が19.7%、取下げが18.0%を占めている(表7)。

表7 家事調停事件の終局区分

年次	令和元年	構成比 (%)	令和2年	構成比 (%)	令和3年	構成比 (%)
総数	130 520	100.0	124 343	100.0	139 184	100.0
成立	66 385	50.9	59 527	47.9	65 872	47.3
不成立	22 517	17.3	22 552	18.1	27 399	19.7
取下げ	25 609	19.6	25 144	20.2	25 068	18.0
合意に相当する審判	1 796	1.4	1 528	1.2	1 693	1.2
調停に代わる審判	8 047	6.2	9 592	7.7	12 635	9.1
調停をしない	1 492	1.1	1 317	1.1	1 496	1.1
移送・その他	4 674	3.6	4 683	3.8	5 021	3.6

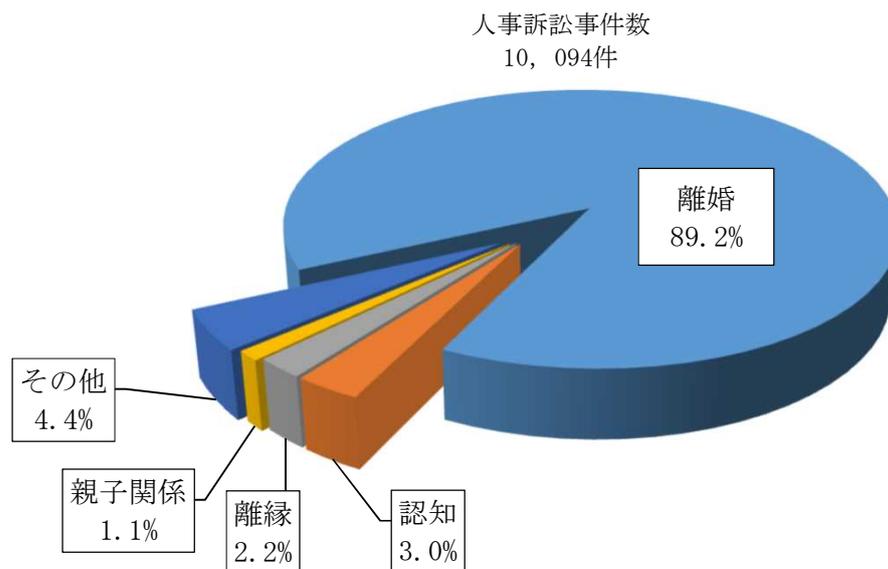
第4 人事訴訟事件

1 新受・既済・未済事件数

令和3年に家庭裁判所に提起された人事訴訟事件の新受事件数は1万0094件であり、令和2年と比較して17.8%の増加を示している（表1）。その内訳は、離婚事件が最も多く、次いで、認知事件、離縁事件、親子関係事件の順となっている（図9）。

なお、既済事件数は9173件、未済事件数は1万0993件である。

図9 人事訴訟事件の新受事件数の事件別の構成比



2 平均審理期間

令和3年の既済事件の平均審理期間は13.8月である。

3 終局区分

既済事件を終局区分別の構成比で見ると、判決が40.1%、和解が36.1%、取下げが20.8%を占めている（表8）。

表8 人事訴訟事件の終局区分

年次	令和元年	構成比 (%)	令和2年	構成比 (%)	令和3年	構成比 (%)
総数	8 827	100.0	8 156	100.0	9 173	100.0
判決	3 684	41.7	3 243	39.8	3 681	40.1
決定	101	1.1	102	1.3	122	1.3
命令	11	0.1	5	0.1	7	0.1
和解	3 647	41.3	3 170	38.9	3 311	36.1
放棄	7	0.1	6	0.1	10	0.1
認諾	10	0.1	4	0.05	8	0.09
取下げ	1 251	14.2	1 513	18.6	1 908	20.8
その他	116	1.3	113	1.4	126	1.4

第5 利用上の注意

- 1 統計表の数値は、特に断りのない限り件数を表す。
- 2 数値は、令和4年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 3 数値は、四捨五入していることがあるため、図表の割合の合計が100%とならない場合がある。
- 4 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。